

令和7年度

松江駅周辺地域暴走族根絶対策推進会議



日時 令和7年7月15日（火） 14：00～

場所 白瀧公民館

次 第

1 開 会

2 総務部次長挨拶

3 委員紹介

4 役員選出

5 議題

- (1) 最近の暴走族の情勢（松江警察署 交通捜査課長）
- (2) 今後の対策について（松江市交通安全対策会議 参事）

6 意見交換

7 閉会

- 松江駅周辺地域暴走族根絶対策推進会議 推進委員名簿 [P 1]
- 松江市暴走族根絶対策推進条例 [P 2]
- 松江市暴走族根絶対策推進会議設置要綱 [P 6]
- 暴走族根絶対策推進の過程 [P 8]
- 松江市暴走族根絶対策推進条例に基づく重点地域の指定について [P 9]
- 暴走族等について [P 10]

表紙画像引用元

千葉県警察ホームページより引用

https://www.police.pref.chiba.jp/kotsusosaka/safe-life_publicspace-eradication_02.html

～ × ㊦ ～

令和7年度松江駅周辺地域暴走族根絶対策推進会議 推進委員名簿

任期:令和7年7月1日～令和8年6月30日

区 分		氏 名	所 属	役 職	備 考
1	交通安全関係 機関及び団体 の代表者	鳴 教行	白 湍 地 区 交 通 安 全 協 会	会 長	再 任
		松浦 明宏	朝日地区交通安全対策協議会	副会長	再 任
2	地域の代表者	西村 佳夫	白 湍 地 区 町 内 会 連 合 会	副会長	再 任
		安原 眞之	朝日地区町内会自治会連合会	副会長	再 任
		長田 人志	伊 勢 宮 町 町 内 会	防犯部長	再 任
		武部 弘行	昭 和 町 町 内 会	会 長	再 任
		田川 伊智子	朝 日 公 民 館	館 長	再 任
		松本 道博	白 湍 公 民 館	館 長	再 任
3	地域の中学校、 高等学校のPTA 代表者又は教職員	諏訪部 淳	松 江 市 立 第 三 中 学 校	主幹教諭	新 任
4	地域を管轄する 警察官	恩田 秀和	松 江 警 察 署 松 江 駅 前 交 番	所 長	再 任
5	その他市長が 認める者	曾田 二郎	松 江 市 交 通 安 全 対 策 会 議	参 事	再 任
		林 武志	松 江 警 察 署 交 通 捜 査 課	課 長	再 任

*「区分」は、松江市暴走族根絶対策推進会議設置要綱第3条に定める区分である。

松江市暴走族根絶対策推進条例

平成17年3月31日

松江市条例第259号

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、松江市及び交通安全関係機関、団体等が一体となって暴走族根絶対策を推進し、もって市民生活の安全と平穏の確保及び青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 暴走行為 法第62条、第68条、第71条第1項第5号の3又は第71条の2の規定等に違反し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為(当該行為を教唆し、又はほう助する行為を含む。)をいう。

(3) 暴走族 暴走行為を集団的に行い、又は行うおそれがある者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、暴走族根絶対策の推進に関し必要な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、暴走族根絶対策の推進に努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、暴走族根絶対策の推進に努めるため、次に掲げる措置について協力しなければならない。

- (1) 自動車等の修理及び検査を業とする者は、自動車等の修理及び検査を行う場合において、法第62条及び第71条の2の規定に違反しないように努めるとともに違反を発見した場合は、当該規定に違反しないように自動車等を復するよう使用者に対し指導するように努める。
- (2) 自動車等の部品の販売を業とする者は、変形ハンドルその他の暴走行為をすることを助長するおそれのある自動車等の部品の販売し、又は取付けしないように努める。
- (3) 自動車等の燃料の販売を業とする者は、法第62条及び第71条の2の規定に違反する自動車等の運転者(以下「運転者」という。)に対し、自動車等の燃料を販売しないように努める。
- (4) 衣服等への刺しゅうの請負を業とする者は、暴走族であることが確認される刺しゅうを請け負わないように努める。
- (5) バス、タクシー、トラックその他運送を業とする者は、業務中、暴走族の動向把握に留意し、知り得た情報については、速やかに警察に通報するように努める。
- (6) 駐車場、空き地その他暴走族が常習的に集合する場所を管理する者は、暴走族を集合させないための措置を講じるように努める。

(暴走行為を発見した者の責務)

第6条 暴走行為を発見した者は、遅滞なく、その旨を警察に通報するように努めなければならない。

(重点地域の指定)

第7条 市長は、重点的に暴走族根絶対策を推進する必要があると認める地域

を暴走族根絶対策重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地域を指定しようとするときは、当該重点地域の住民の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するとともに、松江市交通安全対策会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(重点地域の指定の解除)

第8条 市長は、重点地域の暴走族根絶対策が推進され、重点地域の指定の必要性がないと認めたときは、重点地域の指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の重点地域の解除について準用する。

(重点地域における措置)

第9条 市長は、重点地域を指定したときは、当該重点地域ごとに暴走族根絶対策推進会議を設置するとともに、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 重点地域における暴走族根絶対策を推進するため、暴走族根絶対策推進委員を委嘱すること。

(2) 重点地域における暴走行為防止対策として、当該重点地域内の道路の構造等に必要な措置を講ずること。

(3) 重点地域における中・高等学校の生徒の暴走族への加入を防止するため、学校と連携して指導教室等を開催すること。

(4) 重点地域における運転者の運転者としての社会的自覚を醸成し、もって暴走族への加入を防止するとともに自動車等の安全運転に必要な知識と実践力に優れた運転者の養成を目的として、ライダーズクラブ等運転者の組織化に努めること。

(5) 重点地域における暴走族根絶対策の推進に関し、必要な情報の提供、助

言及び啓発活動を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、重点地域における暴走族根絶対策を推進するため必要と認める措置

2 市長は、前項各号に掲げる措置を講じようとする場合は、必要に応じて、関係行政機関と協議するものとする。

3 暴走族根絶対策推進会議及び暴走族根絶対策推進委員に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(関係行政機関に対する協力要請)

第10条 市長は、重点地域を指定したときその他必要と認めるときは、関係行政機関に対し、暴走族根絶対策を推進するために必要な施策を当該地域について優先して講じるべきことを要請することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに合併前の松江市暴走族根絶対策推進条例(平成11年松江市条例第40号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた重点地域の指定その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例第9条第1項第1号の規定により委嘱された暴走族根絶対策推進委員については、第9条第1項第1号の規定により委嘱されたものとみなす。

松江市暴走族根絶対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市暴走族根絶対策推進条例第9条の規定に基づき設置する重点地域ごとの暴走族根絶対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(推進会議の設置期間)

第2条 推進会議の設置期間は、条例第7条の規定により重点地域に指定された後、速やかに推進委員（以下「委員」という。）を委嘱して設置するものとし、第8条の規定により重点地域の指定を解除された後、総括を行い解散するものとする。

(構成員)

第3条 推進会議は、委員若干名をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全関係機関及び団体の代表者
- (2) 地域の代表者
- (3) 地域の中学校、高等学校のPTA代表者又は教職員
- (4) 地域を管轄する警察官
- (5) その他市長が認める者

(役員及び役員の職務と任務)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、推進会議を代表し会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し議長事故あるときはその職務を代理する。
- 5 議長及び副議長の任期は、委員の任期以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員等の解任)

第6条 市長は、委員及び役員がふさわしくない行為を行った場合は、委員又は役員を解任することができる。

- 2 市長は、第2条の規定により推進会議を解散する場合には、委員を解任するものとする。

(推進会議の任務)

第7条 推進会議は、以下の事項を任務とする。

- (1) 暴走族根絶のための情報提供や助言の他、各種啓発活動を率先的に行う。
- (2) 暴走族への加入防止教室を各学校との連携において計画的に開催する。
- (3) ライダーズクラブ等交通安全関係団体の組織化に努める。
- (4) 暴走行為を防止するための重点地域内の道路構造等を調査し、必要な措置について道路管理者等に働きかけを行う。
- (5) 4号に掲げるものの他、暴走族根絶対策を推進するため必要と認められる措置に関すること。

(企画運営委員及び企画運営委員会)

第7条の2 推進会議の円滑な事業の推進を図るため企画運営委員を置く。

- 2 企画運営委員は、委員の中から議長が任命する。
- 3 企画運営委員は、企画運営委員会を組織し、推進会議に付する事項その他必要な事項を審議する。

(関係職員等の出席要請)

第8条 推進会議は、暴走族根絶対策の推進に関する現状把握及び交通安全対策に関し必要がある場合、関係者又は関係行政機関等の職員に対し、説明を行わせるため出席を求め、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、松江市総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別にこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

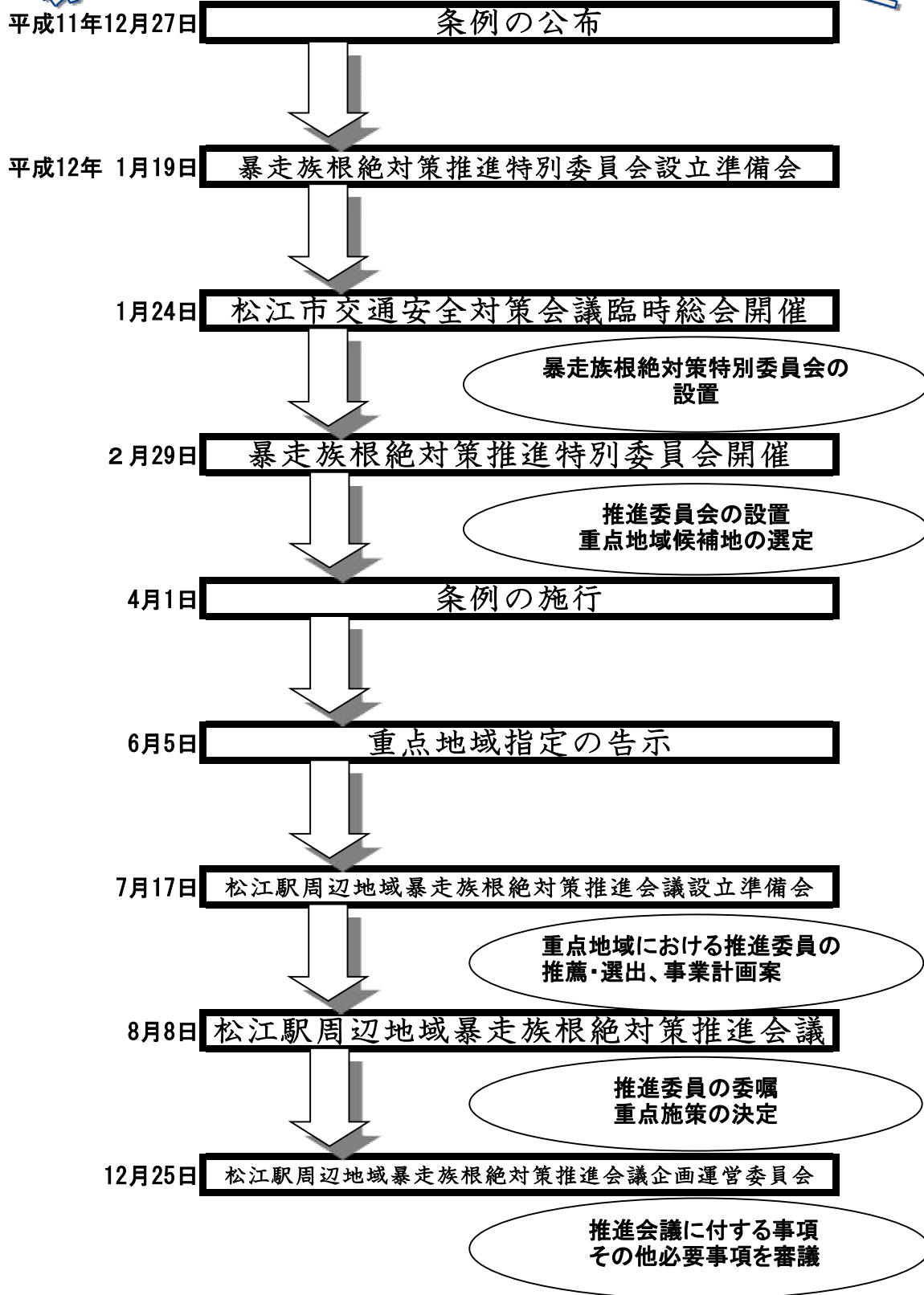
附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

暴走族根絶対策推進の過程



松江市暴走族根絶対策推進条例に基づく重点地域の指定について

1 重点地域候補地の選定

(1) 暴走族根絶対策推進特別委員会の設置

条例施行に向けて、基本方針等を早急に検討する必要があったため、松江市交通安全対策会議条例第7条を根拠として、特別委員会を設置した。

特別委員会の設置については、平成12年1月24日松江市交通安全対策会議臨時総会を開催して承認を得るとともに、特別委員33名を同日付で委嘱した。

(2) 第1回暴走族根絶対策推進特別委員会の開催

同年2月29日市町村振興センターにおいて第1回特別委員会を開催し、警察本部から県内外の暴走族の実態についてビデオ等で紹介された他、松江市内の110番受理状況や暴走族容疑者、同交友者の居住実態の資料提供がなされ、それをもとに、重点地域の候補地について協議された。

その結果、候補地として、

① 110番受理件数が最も多いこと

② テルサや駅前地下駐車場のオープンなどにより、若者のい集等が復活する環境が予想されること

などから重点地域候補地は、J R松江駅周辺に決定された。

(3) 重点地域の区域指定

J R松江駅周辺を重点地域と指定した場合、範囲が明確でないことから松江警察署と協議の結果、

J R松江駅の存する朝日町及び同町に隣接する5町内（いずれの町内もJ R松江駅を中心に半径500mの範囲に属するもの）

を重点区域に定めることとした。

2 住民の意見聴取

条例が施行となり、同条例に基づいて、重点地域を指定する場合は「住民の意見を聴取すること」との規定により、朝日公民館で開催された「朝日地区連合自治会」の場で、同連合会に属する20の自治会長に対して条例施行と重点地域候補地の決定について報告した。

また5月31日開催された自治会連合会長会において、白潟地区交通安全対策協議会会長に対し、重点地域候補地の決定について報告するとともに、推進委員の構成等について協議した。

暴走族とは

道路交通法第68条(共同危険行為等の禁止)違反、その他道路における自動車等の運転に関し、著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団的に行い、又は行うおそれがある者。

旧車会とは

元暴走族や暴走族が中心となって、暴走族風に改造した旧型のオートバイ等でツーリングなどを行う組織、団体。交通法規は守るなどの暴走族とは違った行動をとると自称しているが、実態は爆音走行、蛇行運転等行い、一般通行車両や周辺住民に迷惑を及ぼしている。

暴走族の危険性

暴走行為による交通事故の危険性はもちろんのこと、暴走族の引き起こす犯罪は、交通関係法令違反のほか、刑法犯、薬物乱用等の様々な罪種にわたっている。

中には、暴走族同士の対立抗争や脱会者に対するリンチ事件、さらには暴走族とは無関係の者を巻き込んだ凶悪事件も発生している。

また、暴力団に上納金を納めるなど暴力団組織と関わりが深く、その予備軍的存在となっている集団も確認されている。

暴走族の種類

共同危険型	爆音を伴う暴走等(蛇行、はみ出し、空ぶかしノロノロ運転など)を集団で行うもの。
違法競走型	山岳道路等でコーナリング等の運転技術を競う「ローリング族」 400メートルの直線区間の走行時間を競う「ゼロヨン族」 この他、高速道路等でレースを行うものもあげられる。(公道レース)

暴走族等の勢力

年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
区分	グループ数	131	124	121	137	144
	人員	5,714	5,838	5,770	5,850	5,880
旧車会	グループ数	510	499	491	425	391
	人員	5,583	5,648	5,888	5,351	5,194

※ 内閣府ホームページ(令和7年版交通安全白書)より引用
旧車会は、違法行為を敢行する者として把握した数

暴走族による道路交通法、道路運送車両法違反の検挙状況

年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
区分	検挙人員	8,200	6,189	6,375	6,512	6,098
	旧車会の検挙人員	787	798	663	870	1273

※ 内閣府ホームページ(令和7年版交通安全白書)より引用